

◎新潟県告示第1178号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成25年10月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年9月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社田村組 代表取締役 田村 精一
- 3 主たる営業所の所在地 南魚沼市島新田501番地
- 4 許可番号 新潟県知事（般-24）第18882号

5 処分の内容

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- (2) 停止を命ずる期間 平成25年10月9日から平成25年10月11日までの3日間

6 処分の原因となった事実

有限会社田村組の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成23年2月1日に南魚沼簡易裁判所から、罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。